

# 全船安「労災保険」の手引

－労災保険の概要および請求手続きと給付－

平成9年2月

全国造船安全衛生対策推進本部

# 全船安「労災保険」の手引

—労災保険の概要および請求手続きと給付—

## 目 次

I. 労災保険の概要	1
1. 労災保険の目的	1
2. 業務災害	1
(1) 業務起因性とは	1
(2) 業務遂行性	1
3. 通勤災害	2
4. 労災保険の適用	2
(1) 第1種特別加入者（中小事業主と、その事業に従事している人）	3
(2) 第2種特別加入者（一人親方その他自営業者と、その事業に従事する人）	3
(3) 第3種特別加入者（海外派遣者）	4
5. 労災保険料の納付	4
6. 労災保険料率	5
7. 労災保険給付	6
(1) 保険給付の概要	6
(2) 業務・通勤災害の手続き	6
(3) 保険給付に関連する諸事項	6
II. 労災保険給付にかかる労災保険の基礎知識	9
1. 基礎用語の解説	9
2. 労災保険給付の請求に関連して行う手続き	13
3. その他	

〈別表〉

労災保険（業務災害・通勤災害）の請求手続きと給付一覧表

今回出版の本「労災保険」の手引は、前回（平成4年9月刊行「労災保険」の手引、平成7年10月刊行「労災保険収支改善」の手引―労災事故が企業経営に及ぼす影響―）の流れをくみ、現行の労災保険制度をより理解して頂くために基本的内容を取りまとめました。

なかでも、同保険給付及び請求手続等について、よりわかりやすいものとするための解説を加えました。さらに同保険の請求手続きと給付の一覧表を作成し、末尾に掲載しましたので、全船安組織内事業所はもちろんのこと、未参入事業所をも含め広く活用して頂きますよう願います。

平成9年2月

全国造船安全衛生対策推進本部

## I. 労災保険の概要

### 1. 労災保険の目的

労災保険（正式には、労働者災害補償保険）は業務上の事由または、通勤途上の災害によって、労働者が負傷したり、病気になったり、死亡したりした場合に迅速・公正な保護をするため必要な保険給付を行い、傷病にかかった労働者の社会復帰の促進や、死亡した労働者の遺族の生活安定を図ることを目的としています。

### 2. 業務災害

業務に起因した災害を「業務上」といいます。業務上の傷病等に該当するためには、「業務起因性」と「業務遂行性」の2つが両立している必要があります。

#### (1) 業務起因性とは

労働者が労働契約に基づき、事業主の支配下にあつて、その業務に起因して災害が発生し、その災害によって負傷、疾病、障害または死亡が発生したものであるとき、はじめて業務上の扱いとなります。

#### (2) 業務遂行性

労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることが必要で、業務遂行性は、業務起因性の成立条件であり、業務起因性の有無を判断する前提とされるものです。

業務遂行性の具体的内容は、次の3つの類型に分けられます。

- ① 事業主の支配下にあり、かつ管理下にあつて業務に従事している場合、自己の担当業務およびこれに付随する行為（作業の準備、後始末、作業に伴う必要行為・緊急行為、生理的行為など）
- ② 事業主の支配下にあり、かつ管理下にあるが、業務に従事していない場合、休憩時間中、または終業後に、その事業場施設、附属施設内において自由行動が許されている場合

- ③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合、外出、出張の用務や、運送業務に従事している場合、それらの用務で訪問先の間を通常の合理的な方法、順路で往復している場合、およびこれらの用務に伴う合理的範囲の中で行動している場合などです。

### 3. 通勤災害

通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡をいいます。

「通勤」とは、労働者が就労に関し、住居と就労の場所との間を合理的な経路および方法で往復することをいい、業務の性質を有するものを除くとされ、その往復の経路を逸脱しまたは、中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復は通勤とされません。

ただし、その逸脱または中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令（日用品の購入その他これに準ずる行為、職業能力開発促進法第1条に規定する学校において行われる教育その他これ等に準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為、選挙権の行使その他これに準ずる行為、病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為）で定めるものを、やむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除きその後の往復は通勤とされます。

### 4. 労災保険の適用

労災保険の適用は、他の社会保険と異なり、個々の労働者が適用単位でなく、事業ぐるみで行われます。

労働保険においては、事業の種類、規模等を問わず「労働者を使用する事業」である限り、すべてが適用事業とされます。

なお、本来は労働者が対象となる保険でありますから、事業主や親方に相当する者は加入できませんが、小規模の事業主で事業主自らが労働者である人に対しては、特別の加入制度があります。

(特別加入制度)

小規模事業主やいわゆる一人親方などについては、労働者に準じて労災保険に特別に加入させることを認め、保険給付が受けられることになっています。

(1) 第1種特別加入者（中小事業主と、その事業に従事している人）

製造業にあつては常時300人以下（卸売業の場合は100人、金融業・保険業・不動産業・小売業又はサービス業の場合は50人）の労働者を使用する事業主であつて、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者に限られています。加入手続きは、「労働者災害補償保険特別加入申請書」（様式第34号の7、及び別紙）を所轄労働基準監督署を経由して都道府県労働基準局長へ提出します。有害業務（粉じん作業を行う業務、振動工具使用の業務、鉛業務、有機溶剤業務）に従事している場合は、健康診断書を添付します。

(2) 第2種特別加入者（一人親方その他自営業者と、その事業に従事する人）

一人親方その他自営業者は、常態として労働者を使用しないで行う人で、建設事業（大工、左官、トビ、石工などいわゆる一人親方）に該当する人です。

一方親方の加入については、中小事業主の場合と違って労働者についての保険関係がないので、一人親方等の団体を適用事業とみなしその団体の構成員である一人親方等を、団体に使用される労働者とみなして保険関係を成立させ、その団体が特別加入の単位となります。したがって、その団体を通じ、その団体の事務所所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働基準局長へ申請することになります。

特定作業従事者（特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる職場適応訓練従事者および再就職技能習得訓練従事者、家内労働者とその補助者、労働組合等の常勤役員）等の特別加入についても、一人親方と同様になります。

### (3) 第3種特別加入者（海外派遣者）

特別加入できるのは、

- ① 日本国内の事業（継続事業に限る）を行う事業主から、国外の一定地域で行われる事業（海外支店、現地法人、合弁事業等）に派遣される労働者
- ② 海外の開発途上地域に対する技術協力の実施の事業を行う団体（国際協力事業団等）から、その団体の業務に実施のため、一定の開発途上地域に対して行われる事業に派遣される労働者
- ③ 海外の中小企業（国内の中小企業と同じ規模のものに限る）に代表者等として派遣される労働者

であって、加入にあたっては、派遣元の団体か事業主から所轄の労働基準監督署長を経由し、都道府県労働基準局長に「労働者災害補償保険特別加入申請書（海外派遣者）様式34号－11及び別紙」を提出します。

その外に、特別加入承認後、実際に派遣先の事業に従事したとき「海外派遣に関する報告書」等の提出が必要になります。

## 5. 労災保険料の納付

各事業所に従事する労働者全員に対して、実際に支払われた賃金を対象に保険料を計算して納付します。

（継続事業の場合）

支払い賃金総額×保険料率＝労災保険料

（注）賃金総額については、「全船安・労災保険の手引（平成4年9月作成）、同・労災保険収支改善の手引（平成7年10月作成）」の中の、労働保険料の算定基礎となる賃金早見表を参照して下さい。

(特別加入者の賃金総額)

特別加入者	賃 金 総 額
中小事業主等	特別加入者各人の給付基礎日額に応じて、定められている保険料算定基礎額を合計した額です。
一人親方と特定作業従事者	いずれも継続事業として扱われますから、その年度の特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている保険料算定基礎額を合計した額です。
海外派遣者	その年度の海外派遣者特別加入者各人の給付基礎日額に定められている保険料算定基礎額を合計した額です。

(注) 給付基礎日額というのは、特別加入者は、労働者と違って、賃金というものがいないため、これに代るものとして告示によって定められているものです。

## 6. 労災保険料率

事業の種類ごとに業務災害および通勤災害に係る災害率に応じ53事業の種類に分けられて（最高1,000分の144から最低1,000分の6）労災保険料率が定められています。現在（平成7年度～9年度）の船舶製造または修理業の保険料率は通勤途上災害分1,000分の1を含み1,000分の22です。

しかし、事業の種類が同じであっても、作業工程や作業の環境の良し悪し、或いは災害防止努力の如何んによって災害発生率は異なります。

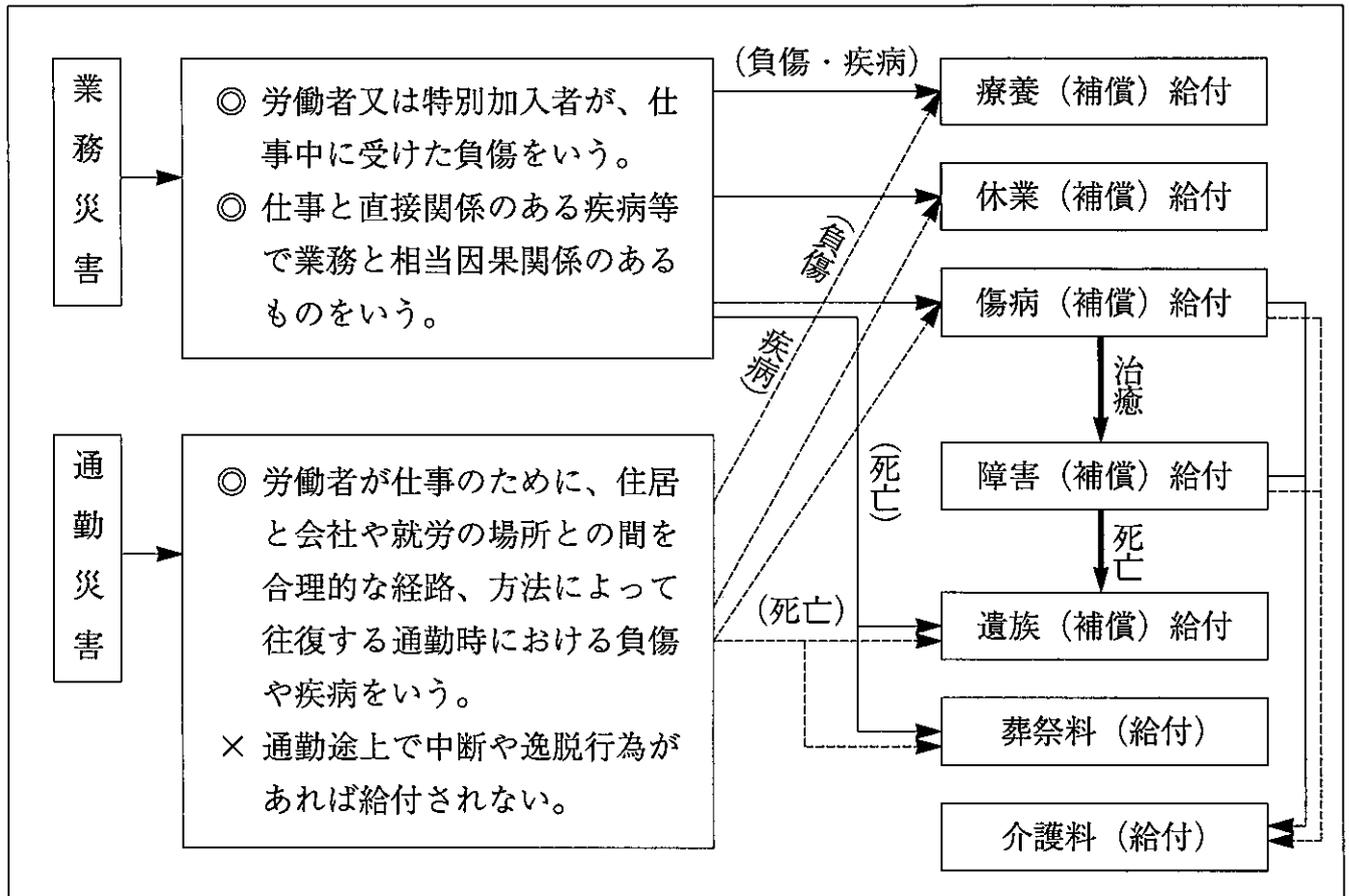
そこで、事業主の保険料負担の公平化を図り、災害の発生を未然に防ぐことを目的として、業務災害分の保険料率を一定の範囲で上下させ調整することとされています。これをメリット制といっています。

労災保険への加入は、事業主（会社）として必ず加入しなければならず、保険料は事業主（会社）が金額負担しなければなりません。全船安活動は、この意味からも、事業主（会社）の労災保険への加入、保険料の納付を促進し、災害、職業性疾病の防止を図って、収支率、収納率の向上を図ろうとするものです。

## 7. 労災保険給付

### (1) 保険給付の概要

労働者が「業務災害」を被ったときは、その労働者が労災保険に定められた諸保険給付等が受けられます。「通勤災害」の場合も同様です。



### (2) 業務・通勤災害の手続き

保険給付の請求は、本人より（会社又は、事務組合が代行）所定の請求書に基づいて、労働基準監督署に提出します。

それぞれの、請求手続きと給付の一覧表は、末尾別表のとおりです。

### (3) 保険給付に関連する諸事項

#### ① 厚生年金・国民年金保険との関係

同一の障害・死亡等が原因で、労災保険の年金と厚生年金保険法、国民年金法の年金が併給される場合、労災保険の年金等の額は、その給付の種類に応じてすでに定められている率を乗じた額が支給されます。すなわち一

部減額になり、これを調整とっています。厚生年金保険法、国民年金法の年金は減額されず所定の額が全額支給されます。

## ② 労働基準法との関係

業務災害の場合は、休業開始4日目から休業補償給付が支給されますが、休業開始3日間（待機期間）は、労働基準法の規定により事業主が補償することになっています。

## ③ 自動車損害賠償責任保険等との関係

自動車事故等による第三者行為災害の場合には、被災労働者又はその遺族は、労災保険の保険給付を請求できるほか、加害者に対して、民事上の損害賠償の請求ができます。この損害賠償の履行を確保するための制度として、加害者の損害賠償を肩代りして行う自動車損害賠償責任保険や自動車損害賠償責任共済があり、保険金または共済金を受けることができます。労災保険では、原則として自動車損害賠償責任保険などの支払が先に行われ被災労働者又はその遺族の損失がすみやかにてん補されることになっています。

## ④ 民法との関係

〈第三者行為災害〉

第三者行為災害についても、労災保険からの給付は受けられますが、そのときは、保険給付の請求手続きのほかに「第三者行為災害届」という特殊の手続きが必要となります。

それにより政府（労働基準局）は、労災保険給付の価額の限度で加害者にその額を請求することになります。

ただし、同僚労働者や、同一作業内における使用者が異なる労働者の加害行為については、原則として請求しないことになっています。

〈労災保険給付と民事損害賠償との調整〉

労働災害によって生じた損害については、保険給付と民事上の賠償が行わ

れた場合、同一の損害について、双方から重複して、てん補がなされると、てん補の総額が実際に生じた損害額を上廻ることになります。その場合は、労災保険給付との間で調整することになっています。

⑤ 健康保険法との関係

業務および通勤に関係のない私傷病の給付は、健康保険で行われます。

業務上災害を健康保険で治療していることが発覚した場合は、「労災かくし」として事業主が罰則を受けます。

## II 労災保険給付にかかる労災保険の基礎知識

### 1 基礎用語の解説（50音順）

（ ）は通勤災害に係わるものです。

遺族補償給付 (遺族給付)	労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合に、その遺族に支払われるもので、年金給付と一時金給付との二種類に分かれている。
遺族補償年金 (遺族年金)	労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた遺族で一定の受給資格のある者に支給される年金給付で、年金の額は、受給資格者の数に応じ、給付基礎日額の153日分から245日分とされている。
遺族補償一時金 (遺族一時金)	遺族補償年金又は遺族一時金の受給資格者がいない場合に、年金受給資格のない遺族に支給され、その額は、給付基礎日額の1,000日以内とされている。
遺族特別支給金	死亡した労働者の遺族（遺族補償給付又は遺族給付を受ける権利を有する者）に対し一時金として300万円が支給される。
遺族特別年金	遺族補償年金又は遺族年金の受給権者に支給される年金給付で受給資格の数に応じ、算定基礎日額の153日分から245日分とされている。
遺族特別一時金	遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権者に支給される一時金で、その額は算定基礎日額の1,000日分以内とされている。
延滞金	保険料を滞納した事業主に、年14.6%の率で課される徴収金。
概算保険料	労災保険の見込保険料で、当該年度中に支払う賃金総額の見込額に労災保険率を乗じて算出する。
確定保険料	労災保険の精算保険料で、当該年度中に実際に支払った賃金総額に労災保険率を乗じて算出する。
給付基礎日額	療養補償給付以外の保険給付の額の算定に用いられる日額で、原則として平均賃金相当額であるが、例外的に別に定める方法で算出することもある。なお、最低保障額は現在4,180円である。
休業補償給付 (休業給付)	労働者が業務上の事由又は通勤による傷病に係る療養のため労働できず、賃金を受けない場合に、その4日目から支給され、その額は、原則として、休業1日につき給付基礎日額の60%とされている。
休業特別支給金	療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、その第4日目から、原則として、給付基礎日額の20%に相当する額が支給される。
求償	保険加入者、被災労働者以外の第三者の行為による保険事故について、保険給付した場合に、政府が被害者に代って加害者に対しその価格を請求すること。
強制適用事業	事業が開始され、又は事業が所定の要件をみたすにいたったときに、法律上当然に保険関係が成立する事業で、事業主は保険関係が成立してから、10日以内に「保険関係成立届」を提出しなければならない。
協定平均賃金	労使間において協定された平均賃金。請負給付の漁・林業労働者に限る平均賃金算定方法の特例の際に用いる。
継続事業	事業の期間が予定されない事業で、保険加入者は原則として毎年5月15日までに概算保険料の報告及び納入をしなければならない。

継続事業 の 扱 括 い	二つ以上の事業で、その事業主が同一人であり、それぞれの事業が継続事業である場合、政府の承認により一つの保険関係とすることができる。
算定基礎 年 額	遺族特別年金等の算定基礎に用いられる年額で、原則として被災日以前1年間に事業主から支給された特別給与の総額であるが、例外的に労働省労働基準局長が定める基準によって算定される場合もある。
算定基礎 日 額	算定基礎年額の365分の1である。
支 制 給 限	労働者に故意又は重大過失がある場合等、特定の事由がある場合に保険給付の全部又は一部を支給しないことをいい、労働者の責に帰すべき事由に基づくのと、特別加入者の責に帰すべき事由に基づくものがある。
死 傷 病 報 告	労働者が労働災害で死亡したり休業した場合に所轄労働基準監督署長に提出すべき報告書。ただし休業4日未満の災害については四半期ごとにとりまとめて提出すれば足りる。正規には「労働者死傷病報告」という。
障 害 等 害 級	障害（補償）給付の対象となる障害の区分で各種の障害をその程度に応じ14等級に分類している。
障 害 補 償 給 付 (障害給付)	業務上の事由又は通勤による傷病がなおったあと身体に一定の障害が残った場合に支給され、年金給付と一時金給付との2種特がある。
障 害 補 償 年 金 (障害年金)	障害等級第1級から7級までに該当する障害が残った場合に支給される年金給付で給付基礎日額の313日分から131日分までとされている。
障 害 補 償 一 時 金 (障害一時金)	障害等級第8級から第14級に該当する障害が残存する場合に支給される一時金で、その額は給付基礎日額の503日分から56日までとされている。
障 害 特 別 支 給 金	身体に残存する障害の程度（1級～14級）に応じ342万円から8万円の一時金が支給される。
障 害 特 別 年 金	障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合に支給される年金給付で算定基礎日額の313日分から131日分までとされている。
障 害 特 別 一 時 金	障害等級第8級から第14級の障害が残った場合に支給される一時金で算定基礎日額の503日分から56日分までとされている。
傷 病 等 級	傷病補償年金又は傷病年金の給付の対象となる障害の区分で、その程度に応じ第1級から第3級までに分類される。
傷 病 補 償 年 金 (傷病年金)	業務上の事由又は通勤による傷病が療養開始後1年6ヶ月以上を経過してもなおらず、かつ、傷病等級の第1級から第3級に該当する場合に支給され、その内容は傷病等級に応じ給付基礎日額の313日分から245日分の年金とされる。
傷 病 特 別 支 給 金	傷病補償年金又は傷病年金を受ける権利を有する者に対し、傷病等級に応じ114万円から100万円の一時金が支給される。
傷 病 特 別 年 金	傷病補償年金又は傷病年金を受ける権利を有する者に対し、傷病等級に応じ算定基礎日額の313日分から245日分の年金が支給される。
審 査 の 求	行政庁の処分に対し異議がある場合、上級官庁や、審査機関に対して行う不服の申立てで、保険料の賦課徴収等の処分について労働大臣に対して行うものと、保険給付の決定について都道府県労働基準局の審査官に対して行うものがある。

スライド制	災害発生後に、賃金水準が一定の限度をこえて変動した場合に、それに応じて休業補償給付又は休業給付及び年金給付等の額を改定して支給することになっている。
葬祭料祭料 (葬給 祭付)	労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合に、葬祭を行う者に支給されるもので、その金額は、280,000円に給付基礎日額の30日分相当額を加算した額。ただし、その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分。
待機期間	労働者が業務上の傷病により休業した最初の日から3日間をいい、この間は休業補償給付は支給されず、使用者が直接労働基準法上の休業補償を行わなければならない。ただし、通勤災害については使用者責任がない。
第三者のよき 行為による災害	保険加入者及び被災労働者以外の者の加害行為によって生じた保険事故。この場合、求償、控除の方法により、保険給付と障害賠償とを調整することとなる。
通勤災害	通勤中に通勤によって労働者が被る災害のことをいい、業務災害と異なり使用者責任はないが、業務災害に準じた保険給付が受けられることとなっている。
追徴金	政府が調査に基づいて決定した確定保険料又はその不足額を納入すべき場合に徴収される徴罰金、その額は納付すべき額の1割。
特別加入	労働者以外の者が労災保険に加入できる制度で、その対象は労働省令の要件を満たす中・小事業主、一人親方、一定の種類の作業に従事する者、海外派遣者等とされている。
特別保険料	特例給付の費用にあてるため、特例給付を受ける労働者に係る保険加入者から特別に徴収する保険料。
特例給付	保険加入者の申請により、保険関係成立前の業務上傷病又は通勤災害による傷病について給付される保険給付をいう。
治ゆ	労災保険でいう「治ゆ」とは、負傷又は疾病の病状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいい、いわゆる「病状固定」の状態になったときをいう。
暫定任意適用事業	労災保険の強制適用事業以外の労働基準法第8条に規定する事業で労災保険に加入するか否かが任意とされている事業。使用労働者5人未満の一定の農林水産事業がある。
年金給付基礎日額	障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害年金、遺族年金及び傷病年金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額をいい、年齢階層別に最低限度額及び最高限度額が毎年告示される。
年金証書番号	労災年金の受給権者ごとに振出される固有の番号であり、9桁又は11桁の数字で表わされる。
保険加入者からの費用徴収	事業主に、成立届未提出についての故意又は重大過失、保険料の滞納、事故発生についての故意又は重大過失等一定の事由がある場合に、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収する制度。
平均賃金	原則として過去3ヶ月間に支払われた賃金の1日当り平均額。労災保険では、給付基礎日額の算定の際に用いられる。
保険関係	政府が事業主から保険料を徴収し、労働者の業務災害及び通勤災害について保険給付を行うという権利義務関係のもととなる法律関係。
保険給付	労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害及び死亡に対して支給される給付。金銭給付を原則とするが療養の給付のように現物給付もある。

労働福祉事業	労災保険において、保険給付とともに政府が行う労働者の福祉の増進に必要な事業。被災労働者の社会復帰促進の事業、被災労働者及びその遺族の援護の事業、及び安全衛生の確保、賃金支払の確保等の事業がある。
保険料	政府が、労災保険事業に要する費用にあてるため保険加入者から徴収する負担金。賃金総額に一定の保険料率を乗じて算出する。一般保険料、第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料、第三種特別加入保険料、特別保険料の5種がある。
保険料の延納	概算保険料を法定の各期に分割して納入すること。継続事業においては保険料が18万円以上、有期事業においては30万円以上の場合に認められる。
保険料率	保険料を算出する場合に用いる率、全適用事業場における過去3年間の災害率を基礎として、事業の種類ごとに賃金1円当りについて定める。なお、通勤災害については全業種一律に $\frac{1}{1000}$ である。
メリット	災害率の高低に応じて保険料負担の公平を期するため個々の事業に特別の保険料率を定めること。100人以上の労働者を使用する事業で保険関係が成立して3年以上を経過したもの等に適用される。通勤災害については、適用されない。
有期事業	事業の期間が予定される事業。建設・林業に多く、保険関係成立後10日以内に成立届を提出し、20日以内に概算保険料を申告書に添えて納付をしなければならない。
有期事業の取扱	建設業及び林業において、一定の要件を具備する二つ以上の小規模有期事業を一つの事業として取り扱う制度をいう。
療養補償給付(療養給付)	労働者が、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に支給され、現物給付としての療養の給付と現金給付としての療養の費用の支給とがある。
療養の給付	労働者の業務災害又は通勤災害による傷病について支給される現物給付で、労災病院や労災指定病院等において無料で療養を受けさせるという形で行われる。
療養の費用の支給	療養に要した費用についての現金給付で、療養の給付が受けられない事情のある場合に支給される。
労働福祉事業団	労災保険の労働福祉事業の運営を適切かつ能率的に行うための労働福祉事業団体法によって設立された法人
労働援護金	労働福祉事業の一環として被災労働者やその遺族の救済を目的とする制度で、療養援護金と生業援護金等がある。
労災病院	労働福祉事業の一環として、労働福祉事業団が設置経営する病院で、療養の給付や外科後処置等を行う。
労災指定院	療養の給付を行うため、都道府県労働基準局長が一般の病院や診療所の中から指定したもの。
労働保険事務組合	政府の認可を受けて、団体の構成員たる事業主の委託により、労働保険事務を処理することができる事業主の団体。
労働保険番号	労働保険の適用事業ごとに振出される個有の番号であり、14桁の数字で表される。
労務費率	土建請負事業において賃金総額とみなす額を算定するために請負金額に乗ずる率。

## 2. 労災保険給付の請求に関連して行う手続き

こういうときには	関連する保険給付の種類	この種類を(様式番号)	誰れが	いつ	どこへ	何部
療養補償給付たる療養の給付又は療養給付たる療養の給付を受けている者が、指定病院等が変わるとき	療 養	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届(6号) 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届(16号の4)	本 人 (会社又は事務組合)	その都度	新たに療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄監督署長	一部
1,000人以上の労働者を使用する事業の労働者であって、スライド制の適用される休業補償給付又は休業給付を請求するとき	休 業	平均給与額証明書(9号)	同 上	同 上	所轄監督署長	一部
障害補償年金又は障害年金を受けている者の障害の程度に変更があった場合	障 害	障害補償給付・障害給付変更請求書(11号) 障害特別年金変更申請書(11号)	同 上	同 上	同 上	一部
遺族補償年金又は遺族年金の受給権者が変わったとき	遺 族	遺族補償年金・遺族年金転給等請求書(13号) 遺族特別年金転給等申請書(13号)	新たに受給権者となった遺族	同 上	同 上	一部
遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合	同 上	遺族補償年金・遺族年金支給停止申請書(14号)	次順位の受給権者	同 上	同 上	一部
遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合	同 上	遺族補償年金・遺族年金受給権者失権届(21号)	受給権者であった者	同 上	同 上	一部
遺族補償年金又は遺族年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合	同 上	遺族補償年金額・遺族年金額算定基礎変更届(22号)	受給権者	同 上	同 上	一部

年金等の受給権者が毎年2月に所定事項について定期報告する場合	年金	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (18号)	受給権者	※ 毎年2月1日から 末日まで	所轄監督署 長	一部
年金等の受給権者について氏名、住所等に変更を生じた場合	年金	年金等の受給権者の氏名、住所、年金たる保険給付の払渡金融機関等変更届 (19号)	同上	その都度	同上	一部
厚生年金保険等他の社会保険の受給関係に異動が生じた場合	同上	厚生年金保険等の受給関係変更届 (20号)	同上	同上	同上	一部
保険給付を受ける権利を有する者が、死亡した場合、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき		未支給の保険給付支給請求書 (4号) 未支給の特別支給金支給申請書 (4号)	死亡したものと同一の生計にあった配偶者その他の遺族	同上	同上	一部
毎年1月のいずれかの日の分について休業補償給付又は休業給付の支給を請求する場合で、同月1日において療養開始後1年6カ月を経過している場合	休業	傷病の状態等に関する報告書 (16号の11)	本人 (会社又は 事務組合)	1月のいずれかの日の分について休業補償給付又は休業給付の支給を請求する際	同上	一部

※ 受給権者の生年月日（遺族（補償）年金の受給権者にあつては、死亡した被災労働者の生年月日）に応じ次の通り。

- ・Aグループ…生年月日が1～6月までの受給権者は毎年5月31日まで
- ・Bグループ…生年月日が7～12月までの受給権者は毎年10月31日まで

### 3. その他

労災保険給付を受けることに伴って生じてくる手続きはつぎのとおりです。

こういうときには	この書類を	誰れが	いつ	どこへ	何部	添付書類
他人の行為等が原因で傷病等を被った場合（第三者行為災害）であって、労災保険の保険給付を受けようとするとき	第三者行為災害届	労働者またはその遺族	その都度	所轄監督署長	一部	交通事故証明書 念書 示談書の写
労働基準監督署長が行った保険給付に関する処分について不服があるとき	労働保険審査請求書	同 上	原処分があったことを知った日の翌日から60日以内	都道府県労働基準局の労働保険審査官	一部	
労働保険審査官の行った決定について不服があるとき	労働保険再審査請求書	同 上	審査官より決定書の謄本が送付された日の翌日から60日以内	労働保険審査会	一部	

# 労災保険（業務災害・通勤災害）の請求手続きと給付一覧表

◎印は、通勤災害を示す。

区分	保 険 給 付 の 手 続					給 付 内 容	特 別 支 給 金		
	ど ん な 時	請 求 者 名 (様式番号)	誰 が	いつ	どこへ		いくつ	特 別 支 給 金	特 別 年 金 又 は 一 時 金
療 養	1. 業務上負傷又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で、療養の給付を受けるとき。	療養補償給付たる療養の給付請求書 (様式5号) ◎療養給付たる療養の給付請求書 (様式16号-3)	本 人 (会社又は事務組合)	診療の時	指定病院	1 部	療養補償給付 ◎療養給付	被災前一年間に受けた特別給付(ボーナス等の三ヶ月を越える期間毎に支払われる賃金)を受けた者に限る	特別年金又は一時金 支給条件 支給額
	2. 指定病院を変更する時	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式6号) ◎療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式16号-4)	本 人 (会社又は事務組合)	その都度	新たに療養を受ける指定病院	1 部	療養補償給付 ◎療養給付		
	3. 業務上負傷又は疾病にかかり指定病院以外で療養を行ったとき。	療養補償給付たる療養の費用請求書 (様式7号) ◎療養給付たる療養の費用請求書 (様式16号-5)	本 人 (会社又は事務組合)	その都度	所轄労基署	1 部	療養補償費用の給付 (領収書必要) ◎療養費用の給付 (領収書必要)		
休 業	1. 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業し、賃金を4日以上受け取れないとき。	休業補償給付支給請求書 (様式8号) ◎休業給付請求書 (様式16号-6) 休業特別支給金支給申請書 (〃)	本 人 (会社又は事務組合)	療養のため働けず賃金を受け取れないとき	所轄労基署	1 部	休業補償給付 1. 支給額 = (給付基礎日額 × 60/100) × 休業日数 ただし、休業1-3日までは含まれない 2. 所定労働時間の一部分についてのみ就労した場合 支給額 = [(給付基礎日額) - (一部休業日の労働に対して支払われる賃金の額)] × 60/100 ◎休業給付	休業特別支給金 給付基礎日額 × 20% × 休業日数(4日目から)	◎上記に同じ
	業務上負傷し又は疾病にかかり、治療を受け治ったあと、身体に障害が残ったとき (障害等級1級~7級に該当するとき)	障害補償給付支給請求書 (様式10号) 障害特別支給金支給申請書 (〃) ◎障害年金請求書 (様式16号-7) 障害特別年金支給申請書 (〃) 障害特別年金支給申請書 (〃)	本 人 (会社又は事務組合)	その都度	所轄労基署	1 部	障害補償年金 障害の程度 第1級 給付基礎日額 × 313日分 第2級 〃 × 277日分 第3級 〃 × 245日分 第4級 〃 × 213日分 第5級 〃 × 184日分 第6級 〃 × 156日分 第7級 〃 × 131日分 ◎障害年金 給付内容は同じ	障害特別支給金 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円 ◎障害特別支給金 上記に同じ	◎障害年金受給者 ◎上記に同じ
年 金	障害補償年金又は障害年金の受給権者が前払い一時金の支給を受けようとするとき。	障害補償年金前払い一時金請求書 (年金申請様式10号)	本 人 (会社又は事務組合)	原則として年金の請求と同時に (年金の決定通知のあった日から1年以内であれば可)	所轄労基署	1 部	障害補償年金前払い一時金の請求できる額 障害の程度 第1級 給付基礎日額の1,340日分 第2級 〃 1,190日分 第3級 〃 1,050日分 第4級 〃 920日分 第5級 〃 790日分 第6級 〃 670日分 第7級 〃 560日分 ◎障害年金前払い一時金 給付内容は同じ	を限度とする	◎障害年金受給者 ◎上記に同じ
	障害補償年金又は障害年金の支給権者が死亡した場合、支給済の年金の合計額が一定の額に満たないとき。	障害補償年金差額一時金支給請求書 (様式37号-2) ◎障害年金差額一時金支給申請書 障害特別年金差額一時金支給申請書 (様式37号-2)	配偶者その他の遺族 (会社又は事務組合)	年金の受給権者の死亡の日から5年以内	所轄労基署	1 部	受給権者が死亡するまでに支給された障害(補償)年金の合計額が、障害の程度によって支給される日数分に満たない時に、その差額が一時金として支給される。 ◎給付内容は同じ	配偶者その他の遺族	◎障害年金差額一時金 ◎上記に同じ
時 金	業務上負傷し、又疾病にかかり、治療を受けて治ったあと、身体に障害が残ったとき (障害等級8級~14級に該当するとき)	障害補償一時金支給請求書 (様式10号) 障害特別一時金支給申請書 (〃) ◎障害一時金支給請求書 (様式16号-7) ◎障害特別一時金支給申請書 (〃)	本 人 (会社又は事務組合)	その都度	所轄労基署	1 部	障害補償一時金 障害の程度 第8級 給付基礎日額 × 503日分 第9級 〃 × 391日分 第10級 〃 × 302日分 第11級 〃 × 223日分 第12級 〃 × 156日分 第13級 〃 × 101日分 第14級 〃 × 56日分 ◎障害一時金 給付内容は同じ	障害特別一時金 第8級 65万円 第9級 50万円 第10級 39万円 第11級 29万円 第12級 20万円 第13級 14万円 第14級 8万円 ◎障害特別一時金 上記に同じ	◎障害一時金受給者 ◎上記に同じ
	業務上又は通勤により負傷し又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した時 1. まだ疾病が治っていないとき。 2. 疾病の程度が廃疾等級に該当するとき。	傷病の状態に関する届 (様式16号-2) ◎上記に準ずる	本 人 (会社又は事務組合)	所轄労基署から届出の連絡	所轄労基署	1 部	1. 傷病補償年金 (廃疾の状態) 1級 給付基礎日額 × 313日分 2級 〃 × 277日分 3級 〃 × 245日分 2. 傷病等級に該当しないときは、今まで通り休業補償給付、療養補償給付を受ける。 ◎傷病年金 (給付内容は同じ)	傷病特別支給金 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	◎傷病年金受給者 ◎上記に同じ
遺 族	業務上の事由により、死亡したとき (年金受給資格者がいる場合)	遺族補償年金支給請求書 (様式12号) 遺族特別支給金支給申請書 (〃) ◎遺族年金支給請求書 (様式16号-8) 遺族特別支給金支給申請書 (〃) 遺族特別年金支給申請書 (〃)	受給権者 (会社又は事務組合)	その都度	所轄労基署	1 部	遺族補償年金 1人 給付基礎日額 × 153日分 (55歳以上の妻、5歳以上の障害をもつ妻の場合は、175日分) 2人 給付基礎日額 × 201日分 3人 〃 × 223日分 4人 〃 × 245日分 ◎遺族年金 給付内容は同じ	遺族特別支給金 一律 300万円 ◎遺族特別支給金 上記に同じ	◎遺族年金受給者 ◎上記に同じ
	遺族補償年金又は遺族年金の受給権者が、前払い一時金の支給を受けようとするとき	遺族補償年金前払い一時金請求書 (年金申請様式1号) ◎遺族年金前払い一時金請求書 (年金申請様式1号)	受給権者 (会社又は事務組合)	その都度 (原則として年金申請と同時に、年金の決定通知から1年以内であれば可)	所轄労基署	1 部	前払い一時金 給付基礎日額の1,000日分を限度として一時金を年金の前払い金として受けられる。 (前払い一時金の支給を受けた場合、年金は各月分の合計額がその額に達するまで支給が停止される。)	◎前払い一時金 給付内容は同じ	◎遺族年金受給者 ◎上記に同じ
葬 料	1. 業務上の事由により死亡したとき、年金を受けとる遺族がいない場合 2. 受給権者の権利が消滅したときにおいて、既に支給された年金額が1,000日分に満たないとき	遺族補償一時金支給請求書 (様式15号) 遺族特別一時金支給申請書 (〃) ◎遺族一時金支給請求書 (様式16号-9) 遺族特別一時金支給申請書 (〃) 遺族特別一時金支給申請書 (〃)	遺族 (会社又は事務組合)	その都度 (死亡した日の翌日から5年以内)	所轄労基署	1 部	遺族補償一時金 1の場合 給付基礎日額の1,000日分 2の場合 給付基礎日額の1,000日分 - 既支給年金額 ◎遺族一時金 給付内容は同じ	遺族特別一時金 一律 300万円 ◎遺族特別一時金 上記に同じ	◎遺族一時金受給者 ◎上記に同じ
	業務上の事由によって、死亡した労働者の葬祭を行うとき	葬祭料請求書 (様式16号) ◎葬祭料請求書 (様式16号-10)	遺族 (会社又は事務組合)	その都度	所轄労基署	1 部	葬祭料 280,000円 + 給付基礎日額の30日分を加えた額、(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分の額) ◎葬祭料 給付内容は同じ		
全 給 付	労災保険の保険給付や、特別支給金を受ける権利のある人が死亡したとき、また死亡した人が死亡前に保険給付や特別支給金を請求していないとき	未支給の保険給付支給請求書 (様式4号) 未支給の特別支給金支給申請書 (〃) ◎未支給の保険給付支給請求書 (様式4号) 未支給の特別支給金支給申請書 (〃)	遺族 (会社又は事務組合)	請求しようとする保険給付等が支給決定される前の場合はその種類ごとに定められている開始の月まで	所轄労基署	1 部	申請内容 (療養、休業、障害、遺族補償給付、傷病補償年金、及び特別支給金、特別一時金、特別年金) によって、未支給分が給付される。 ◎給付内容は同じ		
介 護	傷病(補償)年金又は障害(補償)年金の受給権者のうち、障害等級1級又は2級に該当し、常時又は随時介護を必要とし、現に介護を受けているとき (自宅において親族等により介護を受けているとき)	介護補償給付支給請求書 (介護料様式1号) ◎介護給付支給請求書 (介護料様式1号)	受給権者で現に介護を受けている者 (事務組合)	支給を受けようとするとき	所轄労基署長 都道府県労基局長	1 部	介護料 1. 常時介護を要する障害の状態にある場合 (障害等級1級) ① 12月に支出した介護費用の額、ただしその額が10万5,080円を超えるときは、10万5,080円となる。 ② 12月に支出した費用が57,050円に満たないとき、介護費用は支出して介護を受けた日はないが、親族等によって介護を受けた日があるときは57,050円となる。 2. 随時介護を要する障害の状態による場合 (障害等級2級) ① 12月に支出した介護費用の額、ただし、その額が52,540円を超えるときは、52,540円となる。 ② 1の②と同様の場合で、1ヶ月に支出した介護費用の額が28,530円に満たないとき、又介護費用は支出して介護を受けた日はないが、親族等によって介護を受けた日があるときは、28,530円となる。		

